

松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付対象である事務又は事業の内容、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補 助 金 の 名 称	松江市美保関地域いきいきまちづくり事業補助金
補助金交付の目的	美保関地域の自治会・住民組織等が、新しいまちづくりを目指し、主体的・率先的に取り組む活動を支援することにより、まちづくりの高揚や、一体感の醸成を目的とする。
補 助 金 交 付 の 対 象 で あ る 事 務 又 は 事 業 の 内 容	①定住促進・魅力創出・活性化支援事業 ・定住を促進する事業 ・地域資源を活用し、地域の魅力を高める事業 ・地域産業の振興に資する事業 ②健康づくり事業 ・健康の増進、体力の増強を高める事業 ・体育の振興に資する事業 ③人づくり・人材育成事業 ・地域住民による人づくり・人材育成に資する事業 ・子育て支援を促進する事業 ④住民自治活動助成事業 ・各種イベント、レクリエーション活動 ・学習活動 ・地域の安全・安心の確保に資する事業 ・長寿を祝い、地域住民の敬老意識の高揚を図る事業 ・住民と行政の連携・協働を推進する事業 ⑤ふるさと自然再生 ・地域における自然を保全、再生する事業 ・緑化の推進事業
交付の率又は金額	補助金交付の対象である事業に要する経費（個人負担金がある場合はそれを控除した額）の3分の2以内の額（百円未満切り捨て）とする。 補助金総額の上限額は853,000円とする。

終 期	令和 7 年 3 月 3 1 日
補助事業者の範囲	自治会連合会、単位自治会及び市長が認めた団体

(概算払)

第 3 条 補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができるものとする。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。